

石狩市立学校施設使用料条例の改正について (市立緑苑台小学校の使用料設定)

1 改正主旨

市立緑苑台小学校建設のコンセプトである「開放を考慮したスペース」の開放を行なうため、使用料金を「石狩市立学校施設使用料条例」に設定する。

2 市立緑苑台小学校建設(学校づくり)のコンセプト「開放を考慮したスペース」

- ・音楽ホール 可動観覧席があり広く文化活動に利用可能
- ・多目的室 ランチルームとして食事形態に応じた利用可能な空間
- ・家庭科実習室 家庭のキッチンと似た、家事に親しめるキッチン形式
- ・図書室・コンピュータ室 様々な学習を支援する学習メディアセンター
- ・創作室 陶芸ができる設備も整備
- ・和室・研修室 可動間仕切り壁で一体利用も可能
- ・多目的ホール 集会やコンサートなど多目的に利用可能な3層吹き抜けで開放的な空間

3 開放箇所

音楽ホール、多目的室、家庭科実習室、図書室、コンピュータ室、創作室、和室

4 開放の開始

平成17年5月(前期)から * 「市立学校の体育施設の開放に関する規則」と同様

5 開放日、開放時間帯

(1) 開放日

週6日

* 週に1日利用中止日(「市立学校の体育施設の開放に関する規則」は「毎週1回」)、「市カルチャーセンター使用に関する規則」は「水曜日」)

(2) 開放時間帯 * 「市立学校の体育施設の開放」と同様

- ・ 平日は、18時30分～21時
- ・ 土曜日は、14時～21時
- ・ 日曜日は、9時～21時

6 利用者

10人以上の定期利用団体 * 「市立学校の体育施設の開放に関する規則」と同様

7 管理

教育委員会が管理人等を配置する。